

## 質 問 書

2023 年 4 月 26 日

「バングラデシュ国大気汚染モニタリング機材整備計画準備調査(QCBS)」

(公示日:2023 年 4 月 12 日/公示番号:22a00918)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.10 第 3 条 プロジェクトの概要 (3)事業概要 ア)機材	「自動車走行量の把握用測定機等」とありますが、どのような仕様の機材及びシステムを想定されていますか。また、自動車走行量を測定する目的は何になりますでしょうか。	日本の自動車排出ガス測定局に設置されているようなトラフィックカウンタを想定しています。測定目的として、自動車走行量と大気環境濃度の相関を把握することが挙げられます。
2	p.10 第 3 条 プロジェクトの概要 (3)事業概要 ア)機材	p.14 (9)既存一般環境大気測定局状況調査において、既存のデータ処理等ネットワークシステムがあると認識していますが、このデータ処理等ネットワークシステム及びそれに必要な機材は現段階では供与機材の対象になっていないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、本調査において既存のデータ処理等ネットワークシステムの稼働状況等について調査し、整合性に留意して本事業で導入する機材を検討してください。
3	p.15 第 7 条 業務の内容 (10) 具体的な設置地点の検討、確定	DOE が所有している移動型の大気測定器を本業務で使用可能でしょうか。	DOE が所有している移動型の大気測定器の使用は想定しておらず、本調査で簡易測定器による窒素酸化物や PM2.5 の測定を想定しています。
4	p.15 第 7 条 業務の内容 (10) 具体的な設置地点の検討、確定、 及び p.24 2. 業務実施上の条件 (4)現地再委託	候補地点で窒素酸化物や PM2.5 の大気中濃度、気象条件を簡易測定器により測定することが記載されていますが、一方で本案件では再委託は想定されていないと記載されています。現地再委託による測定は可能でしょうか。なお、再委託が可能な場合、別見積もりの中で計	ご質問を頂いた測定につきましては、調査団員と特殊傭人による調査を想定しておりますが、現地再委託による測定も可能です。 その場合の見積もりについては、別見積もりではなく、本体の見積もりに含めてください。

		上すればよいでしょうか。	
5	p.15 第 7 条 業務の内容 (10) 具体的な設置地点の検討、確定	簡易測定器による沿道での大気測定の目的は、一般環境大気測定局と沿道との大気質の相対的な関係を把握し、自排局設置の妥当性を確認することでよいでしょうか。	ご認識の点に加え、当該候補地点の大気環境濃度を把握することを目的としています。
6	その他	本事業は貴機構環境社会配慮ガイドラインのカテゴリ C に分類されるという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	p.13 第 6 条 (15)バングラデシュ政府内の事業承認手続き	本業務は無償資金協力事業を前提として理解しております。そのため同項の「日本政府による検討を経て円借款供与に至る場合は、…」は「日本政府による検討を経て無償資金協力事業に至る場合は、…」という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。誤記のご指摘有難うございました。
8	p.17 第 7 条 業務の内容 (19) 設計・積算方針会議	設計・積算方針会議の時期について、第一次現地調査の結果を踏まえ、2023 年 8 月下旬頃を目途に開催すると記載がある。2 業務実施上の条件 (1)業務工程では第一次現地調査は 8 月上旬から 9 月下旬となっている。設計・積算方針会議の時期は第一次現地調査後の 10 月頃の認識でよいのでしょうか。	ご認識のとおりです。誤記のご指摘有難うございました。
9	p 23 第 3 章 1, (3)業務従事予定者の経験・能力、2)業務経験分野等	【業務従事者:自排局配置計画／機材計画 1】、①類似業務経験の分野にポジション名が記載されております。この通りでしょうか。	「自動車排ガス測定局の配置計画／機材計画等に関連する業務」に修正します。

以上 2023.4.24 回答済

10	p.11 第6条 (5)対象地域の確定	「本調査においては、対象地域は上記を想定しており、もし、第一次現地調査にて先方と協議の結果、他都市での設置を検討する必要がある場合は、必要に応じ、契約変更にて対応するものとする。」とありますが、先方との協議の結果、新規設置にくわえて、既存 CAMS 局における機器増強等の必要性が明らかになった場合も契約変更の対象となりますでしょうか。	特記仕様書で読み取れる業務以外に必要な業務が生じた場合は、契約変更による対応を検討します。
11	P3 「第1章 企画競争の手続き」、 「5. 共同企業体の代表者」	提出用フォルダ依頼、電子入札、見積書の電子入札、プロポーザル格納連絡メールは、共同企業体の代表者でなく、構成員が行っても良いでしょうか。	提出用フォルダ作成依頼、本見積書、別見積書及び別提案書の PDF 提出、プロポーザル格納連絡メールの作業自体は、構成員が作業を代行しても差し支えありません。提出される書類は代表者名で作成ください。 電子入札については、代行される社名を事前にお知らせください。
12	P8 「第1章 企画競争の手続き」、 「11. 資金協力本体事業への推薦・排除」	共同企業体を結成する場合、様式5(日本法人確認調書)は、共同企業体の代表者に関する情報を記載すれば良いでしょうか。	様式5の注3)のとおり、共同企業体を結成する場合、代表者及び構成員がそれぞれ本調書を提出してください。

以上